

議案第二四号

三朝野監査委員條例制定についで

三朝野監査委員條例を次のように定める

昭和廿八年十二月十六日提出

三朝野長 坂出 祥



昭和廿八年十二月十六日

日議決

三朝野議長 天野 廉



三 朝町監査委員条例

第一系

地方自治法第百九十五系により本町に監査委員二名を置く

第二系

監査委員以下委員としての監査執行に關しては法令に規定するものを除く外この条例の定めるところに依る

第三系

委員はたに掲げる職務を行つ本町の経営に係る事業の管理、及本町の出納その他の事務の執行を監査すること  
二 町の出納に係る例月検査及び臨時検査を行ふこと

三 決算及び証書類の審査を行うこと

四 地方自治法第百四十五系及び第百四十三系の二に規定する監査及び公表若しくは職員の行為

の制限又は禁止に關すること  
五 所轄行政庁又は町議會の要求があつたときその要求に係る事項を監査すること

六 議会の指定した三朝町の経営に係る事業につき  
算備対照表その他必要書類を提出する

七 町の補助奨励等に係る機関の当該事項の執  
行につき監査すること

八 地方自治法第百三十五條の規定に基き、議会書  
から送付された請願を処理すること

### 第四系

前系第一号の定期監査は毎年六月から十月ま  
での間においてこれを執行し、但し都合によりこの  
期由以外に監査することができらる

### 第五系

第三系第一号の例月のお納額監査は毎月  
二十日に行うを例とし、臨時監査は毎年度四  
月及び十月の二回の外、必要に応じてこれを執行  
す

二

前項の臨時監査を行うときは委員はその臨時  
及び臨時の議案を地方自治法第百四十一條第二  
項の規定による議案に五日前に通知しなけれ

第六系

第七系

第八系

第九系

第十系

但し特別の事情あるときはこの

期前を短縮することかてきる

委員は常に町の事務執行の状況に留意

必要があるときは随時町長及び町

議会議長と協議し又は臨時に第三系第

一章に規定する事項を監査することかてきる

委員は監査を行うときはその期日五日前

に監査の事項及び期日並に場所等を町長

に通知しなければならぬ

但し緊急多心監査の必要があると認めるときはこれ

限りでない

委員は町長に職務上必要な書類帳簿等

の提出を求め又は関係ある職員の説明を求

ることをかてきる

地方自治法第二五四条第二項の規定による次

算及証書類は翌年度十二月末日までに町

長に提出しその内容に付さなければならぬ

第三系第三号の決算及び証書類並びに

第六号の決算書並びにその必要書類

第十一條

は審査に付された日から三十日以内にその意見  
見を付して町長に送附しなればならない  
委員は監査を終つたときは、その結果を所  
轄行政庁又は町議會及び町長並びに関係あ  
る委員會及び委員に報告し且つこれを公表  
しなればならない

第十二條

委員は議會から請願が送付せられたときは直  
にその処理に着手しその経過及び結果を次の  
議會に報告しなればならない  
但し止むを得ない事情があるものについては理由  
を附してその議長の承諾を受けなければな  
らない

第十三條

委員は監査について必要あるときは町長に対  
しその事務に従事させる町職員の配属を請  
求することができる  
前条の規定により委員の事務に従事すること  
を命ぜられた町職員は委員の命を受けこ

第十四条

その事務に従事するものとする

手続は監査に關する書類を保管しその任

期が満了したとき若しくは退職したとき

これを後任者に引継がなければならぬ

法令又はこの条例に定めるものを除く外

監に關する事項は監査委員が別にこれ

定める

第十五条

附則

1. この条例は公布の日から施行する

2. 村条例の適用に關する条例(昭和三十九年三朝町条例)

中監査委員条例はこれを廢止する